

パワハラ防止法講習会

「対応のポイントと魅力ある職場づくりのヒント」

2020年に大企業では義務化された“パワハラ防止法”が、本年4月より中小企業においても義務化されることになり、各事業者におかれましてはパワーハラスメント防止のために必要となる措置を講じることが義務となっています。

本セミナーでは、パワハラの現状をお伝えする他、パワハラとなる言動や、パワハラ防止法対応のポイント等についてわかりやすく解説いたしますので、ぜひこの機会にご受講いただき、魅力ある職場づくりに活かしてください。

【 講座内容 】

- ・パワーハラスメントの現状
- ・これはパワハラ？
パワハラになる言動を確認する
- ・パワハラ防止法の義務化と対応のポイント
- ・人材確保が経営を左右する時代
～魅力ある職場づくりのヒント～

【 講師 】



ポイントごとに、わかりやすく解説します。

社会保険労務士・中小企業診断士

藤田 貴史 氏

- 開催日時 令和4年 6月21日(火) 14:00～16:00
- 会場 北見プラザホテル(北見市とん田東町617-139)
- 受講料 無料
- 定員 20名(定員になり次第、締め切ります。)
- 申込方法 下記受講申込書により、FAX(22-2282)にてお申込み下さい。
- 主催 北見商工会議所、中小企業相談所
- 共催 (公社)北見地方法人会北見支部

お問合せ / 北見商工会議所 地域振興部 TEL 23-4111

※ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします。
新型コロナウイルスの感染状況によっては中止する場合がございます。

【 パワハラ防止法セミナー 】 受講申込書

令和 年 月 日

北見商工会議所宛 (FAX: 22-2282)

事業所名		事業所住所	
TEL		FAX	
受講者氏名		受講者氏名	

※ご記入頂いた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、分析アンケート等に利用することがありますが、第三者への提供はありません。